

## 舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例改正について

### 【改正理由】

地方税法の改正に伴い、市民税における未婚のひとり親に対する措置、固定資産税における所有者不明土地等に係る使用者へのみなし課税の措置及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための特例措置等について所要の改正を行うもの。

### 【主な改正項目】

#### 1. 未婚のひとり親に対する税制上の措置

##### 1) 改正内容

全てのひとり親家庭の子供に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と、「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解決するため。

##### ① 個人市民税の人的非課税措置の見直し（第24条第1項）

市民税の非課税措置の対象に、未婚のひとり親を追加する。

##### ② 寡婦(寡夫)控除等の見直し（第33条の3）

市民税の所得控除について、未婚のひとり親に対する控除を加え、併せて女性のひとり親に男性のひとり親と同じ所得制限を規定する。

		寡婦(寡夫)控除					
		(単位：万円)					
本人が女性	配偶関係		死別		離別		
	本人所得		～500	500～	～500	500～	
扶養親族	有	子	30	26	30	26	
		子以外	26	26	26	26	
	無		26	—	—	—	
	無		26	—	—	—	

  

		寡婦(寡夫)控除					
		(単位：万円)					
本人が女性	配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親
	本人所得		～500	500～	～500	500～	～500
扶養親族	有	子	30	—	30	—	30
		子以外	26	—	26	—	—
	無		26	—	—	—	—
	無		26	—	—	—	—

  

		寡婦(寡夫)控除					
		(単位：万円)					
本人が男性	配偶関係		死別		離別		
	本人所得		～500	500～	～500	500～	
扶養親族	有	子	26	—	26	—	
		子以外	—	—	—	—	
	無		—	—	—	—	
	無		—	—	—	—	

  

		ひとり親控除					
		(単位：万円)					
本人が女性	配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親
	本人所得		～500	500～	～500	500～	～500
扶養親族	有	子	30	—	30	—	30
		子以外	—	—	—	—	—
	無		—	—	—	—	—
	無		—	—	—	—	—

  

		ひとり親控除					
		(単位：万円)					
本人が男性	配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親
	本人所得		～500	500～	～500	500～	～500
扶養親族	有	子	30	—	30	—	30
		子以外	—	—	—	—	—
	無		—	—	—	—	—
	無		—	—	—	—	—

2) 施行期日：令和3年1月1日

## 2. 所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応

### 1) 改正内容

#### ① 使用者を所有者とみなす制度の拡大 (第 54 条)

調査を尽くしても所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に通知したうえで、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができる。

#### ② 現に所有している者の申告の制度化 (第 74 条の 3)

登記簿上の所有者が死亡している場合において、現所有者が現所有者であることを知った日の翌日から 3 月を経過した日までに、氏名・住所等必要な事項を申告させることができる。

### 2) 施行期日 : 公布の日

## 3. たばこ税の課税標準変更

### 1) 改正内容 (第 94 条)

軽量の葉巻たばこ(1本あたりの重量が1g未満)1本を、紙巻たばこ1本に換算する方法とする。…※1

ただし、激変緩和の観点から、令和2年10月1日から、令和3年9月30日までの間については、改正の対象を1本あたりの重量が0.7g未満の葉巻たばこに限り、葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ0.7本に換算する。…※2

		改正前	改正後
紙巻たばこ		本数課税	本数課税
葉巻たばこ	1g未満	重量比例課税 (葉巻たばこ1g =紙巻たばこ1本)	本数課税
	1g以上		重量比例課税

### 2) 施行期日 : 令和2年10月1日(※2)・令和3年10月1日(※1)

## 4. 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するため、軽自動車税の環境性能割の非課税の特例について、適用期限を延長

### ① 改正内容 (附則第 12 条の 2 関係)

(改正前) 令和元年10月1日から令和2年9月30日まで

(改正後) 令和元年10月1日から令和3年3月31日まで

### ② 施行期日 : 公布の日

※令和元年10月1日から、軽自動車の取得者に課されていた自動車取得税が廃止され、軽自動車税に「環境性能割」が創設された。

5. 新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例を定める

① 改正内容（附則第 21 条関係）

新型コロナウイルス感染症の影響により、文化芸術、スポーツに係る一定のイベント等の中止等により生じた入場料金等の払戻しを請求する権利の全部又は一部を放棄した場合には、当該放棄した金額について寄附金を支出したものとみなし、寄附金税額控除の規定を適用する。

② 施行期日：令和 3 年 1 月 1 日

6. 新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例を定める

① 改正内容（附則第 22 条関係）

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等により、令和 2 年 12 月 31 日までに入居できなかった場合で、令和 3 年 12 月 31 日までに入居した場合は、控除期間の特例を受けることができることとするため、住宅借入金等特別税額控除の特例の適用を 1 年延長し令和 16 年度までとする。

② 施行期日：令和 3 年 1 月 1 日